

令和2年7月30日
改正 令和4年3月10日
海洋研究開発機構

競争的研究費等による人件費支出により確保した財源の活用方針

文部科学省が発表した「研究力向上改革 2019（平成31年4月23日）」及び「統合イノベーション戦略 2019（令和元年6月21日閣議決定）」においては、競争的研究費の直接経費から研究代表者（以下「PI」という。）本人の人件費の支出を可能とし、研究機関の裁量により、研究者支援に活用可能な経費を拡大することとされた。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議決定）」では、全ての競争的研究費において、その性格も踏まえつつ、上記支出を可能とし、対象事業の拡大を進めることとしている。

これにより、当機構を含む研究機関は、運営費交付金など、これまでPIの人件費として支出していた財源を、研究人材の戦略的強化や、研究に集中できる環境整備等に投じることが可能となり、PIの研究パフォーマンスの向上や、多様かつ優秀な人材の確保等を通じ、研究者と研究機関双方の研究力の向上に活用する仕組み（以下「本制度」という。）の運用が可能となった。

今般、本制度の趣旨に基づき「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（令和2年10月9日付競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」を踏まえ、当機構における本制度の活用方針、及びその取扱いについて次のとおり定める。

○目標

当機構の研究力を向上させるために、研究代表者や研究分担者（以下「PI等」という。）のほか、その他研究者が安定して研究に専念できる環境の整備や、多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化に取り組むこととする。

○対象とする財源

各府省等が所管する「競争的研究費」の各事業のほか、その他外部資金（民間から受け入れる資金を含む。）の事業（以下「対象事業」という。）により受け入れる資金から、PI等の人件費を支出することにより確保した財源

○目標を達成するための具体的な財源の使途・活用策

確保した財源の使途・活用策については、以下項目より PI 等本人が選択することを可能とする。(複数選択可)。

(1) 研究「人材」の戦略的強化

- ① 対象事業から人件費を支出した PI 等の処遇の改善
- ② 若手研究者等の新規雇用

(2) 多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分

- ① 若手研究者のスタートアップ研究の支援
- ② PI 等が実施する対象事業にかかる支援や、当該研究からスピリアウトした研究等への支援

(3) 魅力ある研究「環境」の整備

- ① 研究設備・機器の共用の充実
- ② 若手研究者や PI 等向けの共用設備等の無償化や低廉な使用料の設定
- ③ 研究支援体制の充実・強化(研究補助者、事務支援要員の配置 等)

(4) その他、当機構が研究「人材」「資金」「環境」の機能強化に資すると判断して実施する取組

○本方針の取扱い及び活用実績の報告

- ・ 本方針は、資金を配分する機関(以下「資金配分機関」という。)の求めに応じ、対象事業に PI 等の人件費を計上して応募等を行うまでに、本制度を導入するにあたり求められる体制整備状況とともに、資金配分機関へ提出する。
- ・ 毎年度の活用実績については、対象事業から人件費を支出した PI 等 に対して報告を行うとともに、翌年度の 6 月 30 日までに資金配分機関に対して報告を行う。
- ・ 本方針については、研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

○留意事項

- ・ 事業の経費の使途は、その事業を実施する PI 等が、事業の着実な遂行のために決定するものであり、PI 等本人の人件費の計上などを他者が強要してはならない。
- ・ 対象事業における人件費支出の上限は、資金配分機関において、特段の定めがある場合を除き、事業の遂行に支障のないよう、PI 等が当該事業に従事するエフォート率を上限として、PI 等が設定するものとする。
- ・ 本方針に掲げる目標の達成に向け、当機構の予算及び人事制度等の運用改善についても併せて取り組むこととする。
- ・ 本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合、PI 等は資金配分機関へ連絡・相談することができる。